

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第10号

令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙及び千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年3月4日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英

千葉県知事選挙

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	3月18日 午後6時00分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	3月18日 午後6時05分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度

千葉市長選挙

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	3月18日 午後6時10分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	3月18日 午後6時15分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度

